

観音寺モール

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年8月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成22年4月7日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
観音寺モール 観音寺市本大町字井手南1578番地1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要
 - (1) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に留意した店舗運営を行うこと。
 - (2) 周辺住民から騒音(特に夜間)等の苦情や要望等があった場合は店舗設置者として、その解決に向けて最善の努力をすること。また、周辺の農作物に影響を与えないよう照明(光害)対策等に配慮すること。
 - (3) 市道出作本大線は幅員が狭く、乗用車の対向時には危険が伴っているため、自発的に駐車場を中側に入れて退避場を設けることを検討していただきたい。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成22年8月17日（火曜日）から同年9月17日（金曜日）まで